

議員発案第 5 号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）を、地方自治法第 112 条及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 5 年 9 月 22 日提出

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	三 浦 晃
賛成者	同 上	長 沼 久 利
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人
	同 上	小 川 幾 代

(別紙)

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、本市では、森林経営管理制度に基づき、管理が行き届いていない森林の整備を進めるため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定の森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストが掛かっている。

また、多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部へも被害が及ぶ災害から住民を守るためには、主伐後の再造林対策等も含め、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていく必要があるが、多くの森林を抱える本市では、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれる。

よって、国においては森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で譲与基準を見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年9月 日

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
総務大臣様  
農林水産大臣様  
内閣官房長官様

秋田県由利本荘市議会議長 伊藤 順 男